

不正の方法により学位の授与を受けた事実の概要

(1) 調査の経緯

令和 5 (2023) 年 9 月に本学不正行為調査委員会における調査により認定、公表された本学元特任助教による研究活動上の不正行為（捏造・改ざん）に関連して、同人が博士課程在籍時に提出した学位論文と当該研究不正との関係性について疑義が生じたことから、本学大学院総合化学院に学位論文調査委員会を設置し、研究活動上の不正行為が認定された対象論文と当該学位論文との間における図表データの同一性並びに不正行為が認定された対象論文における不正箇所が与える当該学位論文への影響の度合いについて調査を行った。

(2) 不正行為の内容

当該学位論文について、ねつ造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること）および改ざん（研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること）されたデータが多数存在した。

(3) 学位授与の取消し

当該不正行為は、本学学位規程第 16 条第 1 項における「不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき」に該当すると判断し、令和 7 (2025) 年 3 月 21 日付けで総長が学位授与の取消し及び学位記の返還を決定した。

(4) 再発防止に向けての取組

北海道大学では、このたびの事態を重く受け止め、学内の会議等において本件概要の報告及び今後の研究倫理教育の徹底について周知するとともに、学内の構成員に対する研究倫理教育に関する FD（ファカルティ・ディベロプメント大学としての組織的な研修などの取組）や全大学院の修士・博士課程初年次生を対象とするコンプライアンス・研究不正防止をテーマとした授業科目の実施等を通じて、再発防止に取り組むこととした。